

住宅事業建築主に対し住宅の省エネ性能向上を促す措置の仕組み

【住宅事業建築主の判断の基準(目標水準)の設定方法】

- 現時点(N年度)において、すべての建売戸建住宅の中で、省エネ性能が最も優れているものの性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して設定した水準を、国土交通大臣及び経済産業大臣が、全建売戸建住宅に共通の目標として設定。
- 目標年度(N+P年度)は、各社の建売戸建住宅における商品シリーズのモデルチェンジのサイクルや建築材料等に関する技術開発の見通し等を踏まえて設定。

【目標達成状況の確認方法】

- 各住宅事業建築主の供給する建売戸建住宅の省エネ性能の加重平均が目標年度(N+P)までに、目標水準以上となることを要求。
- 一定戸数以上を供給する住宅事業建築主については、その目標達成状況を把握するため、報告徴収規定に基づき、対象となる事業者から、原則、毎年度、その供給する建売戸建住宅の省エネ性能について報告を求め、必要に応じて、立入検査も実施。
- 目標年次において、目標達成状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、国土交通大臣は、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して性能の向上を図るべき旨の勧告、その勧告に従わなかったときは公表、命令(罰則)。

